

浜松市告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年10月6日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道西山51号線	浜松市中央区西山町1824番2	令和8年10月6日	認定区間